

令和元年度 第2回深谷市地域公共交通会議 議事録

開催日時：令和元年9月27日（金）14時00分 ～ 15時05分

開催場所：深谷市教育研究所 3階 大会議室

出席者：別紙出席者名簿参照

傍聴人：なし

議事次第：別紙参照

配布資料：別紙参照

1. 開 会

2. あいさつ

- ◆会長よりあいさつ。

3. 協議事項

(1) 民間路線バス新規運行について

- ◆事務局より資料1の説明。

■意見

【委員】

- ・本運行について運行事業者に対して行政からの赤字補填はあるのか。

【事務局】

- ・熊谷市、深谷市からの赤字補填はしない。深谷観光バス株式会社での自主運営となる。東都医療大学のスクールバス運行で、最低限の利益を確保しながら路線バスに転化していくという発想のもとでの運行になるため、行政から補填の必要性はないと考える。

【委員】

- ・熊谷市との協議はあるのか。

【事務局】

- ・ある。熊谷市においては、地域公共交通会議は書面協議にて本運行の協議を行う予定と聞いている。

【委員】

- ・想定しているルートよりも、より利用ニーズが高いと思われるスーパーや住宅街を通るルートにしないのか。

【事務局】

- ・想定ルートは熊谷市運営のバスと運行範囲が重複しないように、熊谷市と調整した結果のルートとなっている。熊谷自衛隊前、籠原駅では熊谷市運営のバスへの乗り換えができるようになっている。

【委員】

- ・いつから運行を予定しているのか

【事務局】

- ・令和2年4月1日からの運行を開始する予定である。

【委員】

- ・許認可の審査を行うにあたって、運賃や割引の措置についても公共交通会議の中で承認をとる必要があるため、書面協議を行う際には綿密に計画を立てて進めてほしい。

【事務局】

- ・運賃については、一律200円を想定している。
- ・バス停の設置場所が確定し次第、改めて書面協議にて協議を行う予定である。

【会長】

- ・民間路線バス新規運行については、原案どおりでよいか。

【委員一同】

- ・異議なし。

(2) 北部定期便 運行車輛の変更について

- ◆事務局より資料2の説明。

■意見

【委員】

- ・路線バスについては最大寸法の認可申請の手続きは済んでいるのか。

【事務局】

- ・6月に申請済である。

【委員】

- ・運行期間を令和2年3月31日までとしているのはなぜか。

【事務局】

- ・令和2年4月1日から新運行になり車輛も変更になる。
渋沢栄一記念館の来場者急増に伴う臨時対応として、車輛の大型化を前倒ししたという意味合い。

【委員】

- ・深谷駅を出発する時点で、既に定員超過が発生しているのか。

【事務局】

- ・団体での利用が多く、出発時点で定員になっていることもある。

【委員】

- ・車輛の大型化の他にも増便等の方法もあると思うが、検討したのか。
渋沢栄一翁の注目度が高まっている現状、4月から大型化しても状況は変わらないことになるのではないかと。

【事務局】

- ・大型化については、費用に関して比較検討した結果の判断としている。
渋沢栄一記念館への交通政策については渋沢栄一関連事業での対応を想定しており、「くるりん」の利用者増加については車輛の大型化で対応する。

【会長】

- ・北部定期便 運行車輛の変更については、原案どおりでよいか。

【委員一同】

- ・異議なし。

(3) 令和2年度からの運行について

- ◆事務局より資料3の説明。

■意見

【委員】

- ・資料3-2のルート図の下部について、東部シャトル便と西部シャトル便の表記が逆になっている。

【事務局】

- ・ご指摘の通り資料の誤りであるため修正する、申し訳ありません。

【会長】

- ・令和2年度からの運行について、原案どおりでよいか。

【委員一同】

- ・異議なし。

(4) デマンドバスの運行継続について

- ◆事務局より資料4の説明。

■意見

【委員】

- ・(株)花園観光バスではなく、正しくは花園観光バス(株)である。

【事務局】

- ・修正する。申し訳ありません。

【会長】

- ・デマンドバスの運行継続について、原案どおりでよいか。

【委員一同】

- ・異議なし。

4. 報告事項

(1) 沿道市民アンケート結果の報告について

- ◆事務局より資料5の説明。

■意見

【委員】

- ・資料5-4の「2-2」について、デマンドバス利用はどこに該当するのか。

【事務局】

- ・バスはコミュニティバス、デマンドバス等で分けておらず、公共交通（路線バス）という括りにしている。デマンドバス利用は「5.バス」に含まれる。

【委員】

- ・深谷駅一籠原駅線が廃止になった後は、デマンドバスで対応するという認識でよいか。

【事務局】

- ・ご認識のとおりである。

【委員】

- ・路線バスを廃止する場合、6ヵ月前までに届出を出す必要がある。本路線の廃止に関しては、埼玉運輸支局へ廃止の届出があることを確認済である。

5. 閉 会